

築川ダム等8ダムに関する国土交通省の対応方針

| ダム名 | 検討主体 | 検討主体の報告 | | 国土交通省の 対応方針 | 対応方針理由 |
|---------|------|---------|---|---------------------------------|---|
| | | 対応方針等 | その理由等 | | |
| 築川ダム | 岩手県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(築川ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(築川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(築川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| 最上小国川ダム | 山形県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(最上小国川ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(最上小国川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(最上小国川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| 大多喜ダム | 千葉県 | 中止 | ・ダム事業の見直しを行った結果、水道事業者の撤退を踏まえ、治水対策としては河道改修が優位であるため | 中止 (平成23年度から補助金交付を中止) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 |
| 金出地ダム | 兵庫県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(金出地ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(金出地ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(金出地ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| 武庫川ダム | 兵庫県 | 中止 | ・国に同意申請中の武庫川水系河川整備計画のとおり、当面ダム以外の治水対策を進めることとしたため | 中止 (平成23年度から補助金交付を中止) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 |
| 西紀生活貯水池 | 兵庫県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(西紀ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(西紀ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(西紀ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |

| | | | | | |
|-------|------|----|--------------------------------|------------------|---|
| 切目川ダム | 和歌山県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(切目川ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(切目川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(切目川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |
| 和食ダム | 高知県 | 継続 | ・コスト、実現性等から現計画(和食ダム案)が優位であるため | 継続 (補助金交付を継続) | 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(和食ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(和食ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。 |

※1 「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2 社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。